

令和5年1月31日制定

令和6年3月28日改正

ありだ農業協同組合

組合員・利用者さま本位の業務運営に関する取組方針

「有田みかん」と「農業」を核に元気な地域社会づくりに貢献します。との理念のもと、農業に関することはもちろん、貯蓄や資金対応、もしもの備え、くらしに関する相談などライフステージのあらゆる場面において、真っ先に選ばれる地域No.1の組織をめざしてまいります。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と豊かで安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

1. 組合員・利用者さまへの最適な商品提供、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

組合員・利用者さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

(2) 共済仕組み・サービス

組合員・利用者さまに提供する共済保障は、農業やくらしを取り巻く様々なリスクに対して備えられるよう、環境の変化等も踏まえ、組合員・利用者さまの視点に立った最良・最適な商品を提供します。

なお当組合は、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

【原則2 本文および(注)、原則3 (注)、原則6 本文および(注2、3)】

【実践事項】

- ①組合員・利用者さまに負担いただく手数料について、より透明性を高め、より明瞭な説明を行います。
- ②投資信託商品の選定にあつては、業態の系統機関である農林中央金庫において販売する商品の基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等適切なものであることを確認しています。その上で、組合員・利用者さまの最善利益の追求の観点で選定します。
- ③重要シート等を活用し、利益相反が生じる可能性を説明します。
- ④訪問活動を通じて、組合員・利用者さまに「ひと・いえ・くるま・農業」の万全な保障提供を行います。

2. 組合員・利用者さま本位のご提案と情報提供

(1) 信用事業

- ①組合員・利用者さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、組合員・利用者さまにふさわしい商品をご提案いたします。
【原則 2 本文および（注）、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】
- ②組合員・利用者さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】
- ③組合員・利用者さまにご負担いただく手数料について、組合員・利用者さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。
【原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

(2) 共済事業

- ①組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最良・最適な保障・サービスをご提案します。
- ②保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。
【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1、2、4、5）】

【実践事項】

- ①「資産運用ガイダンス」・「資産運用スタイル診断シート」・「セレクトファンドマップ」を使用した上、組合員・利用者さまとの対話を重視し、つかう、ためる、ふやす等お金の色分けを一緒に考え、運用目的に寄り添った提案を行います。

- ② 「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」・「意向確認書」等を使用した上、組合員・利用者さまとの対話を重視し、加入目的やライフプラン等に応じた最適な保障・サービスの提案を行います。
- ③ 資産形成や老後の備えに対するニーズに対しては、つみたてNISAやiDeCoを案内しております。
- ④ 特に高齢者取引には、役席者を同席させ、厳格な適合性判断を実施しています。共済契約にあたっては、親族の同席を求めるなど定められた推進手順を実施しています。

3. 利益相反の適切な管理

- (1) 組合員・利用者さまへの商品選定や保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において組合員・利用者さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則 3 本文および (注)】

4. 組合員・利用者さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則 2 本文および (注)、原則 6 (注 5)、原則 7 本文および (注)】

【実践事項】

- ① 証券外務員研修・内部管理責任者・営業責任者に対し、研修システムを利用したe-ラーニング受講等の専門性向上を目的とした研修を実施しております。
- ② 共済専任外務員・共済担当者に対し、各種専門性向上を目的とした集合研修やe-ラーニング研修を実施しております。

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています。